

携帯電話を利用しながら自転車に乗っている若者を見かけることが多くなっています。メールの書き込み
に夢中になり、停車中の車に衝突した事例もあります。各県の公安委員

員会では、道

路交通法施行細則で自転車

に乗車中の携帯電話の通話やメール操作、画面の注視などを禁止するところが次々と出てきています。

違反者には刑事処分につながる「交通切符」（赤切符）が切られ、成

人は区検察庁へ、少年は家庭裁判所へ出頭しなければなりません。摘発も実際に行われていて、5万円以下の罰金が科されたりしています。

自転車でも人身事故を起こせば、

メール操作は危ない

裁判で数千万円の賠償金が命じられたケースも

あります。運転中のメール操作は片手運転にもなりふらつきますので、絶対にやめましょう。交通量の多い道では危険極まりないことです。



交通安全三原則